

『働き方改革』に向けた取組に関する要請』を行いました

鳥取労働局労働基準部監督課

平成26年6月に公布された過労死等防止対策推進法において、11月は過労死等防止啓発月間とされるなど、長時間労働削減の対策強化は、喫緊の課題となっています。

鳥取労働局(局長:河野 純伴^{かわの すみとも})では、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間として、過重労働防止のための重点監督指導などの取組を予定していますが、これに先立ち、10月21日(火)から29日(水)にかけて、関係7団体に対して『長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組に関する要請書』を手交し、協力を呼びかけました。



10/21 鳥取県中小企業団体中央会



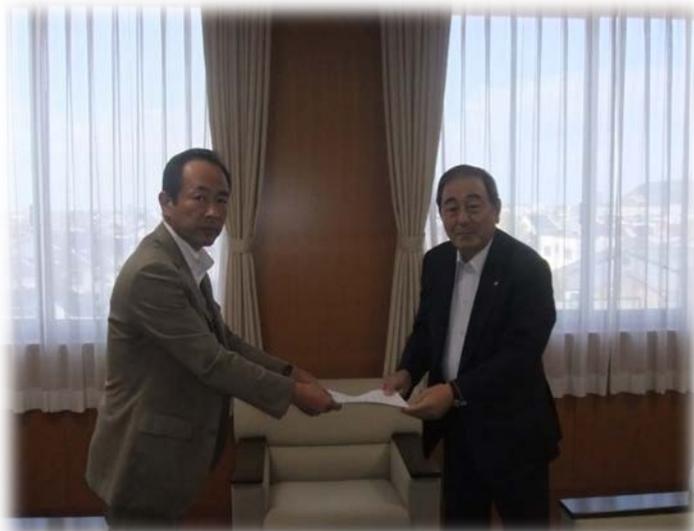
清水 徹男 専務理事 (右) に対して要請を行う
河野 純伴 鳥取労働局長

10/21 鳥取県経営者協会



宮城 定幸 専務理事 (左) に対して要請を行う
河野 純伴 鳥取労働局長

10/23 鳥取県商工会議所連合会



藤縄 匡伸 会長 (右) に対して要請を行う
河野 純伴 鳥取労働局長

10/24 鳥取県商工会連合会



川口 正男 専務理事 (左) に対して要請を行う
河野 純伴 鳥取労働局長

〈関係団体に対する要請のポイント〉

○ 背景

- ・ 我が国においては、長時間労働者の割合が高く、年次有給休暇の取得率が低い水準にとどまっており、長時間労働の削減や働き方の見直しに向けた対応の強化は喫緊の課題。
- ・ 『「日本再興戦略」改訂 2014（平成 26 年 6 月閣議決定）』において、「柔軟で多様な働き方」の実現のため「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれている。
- ・ 平成 26 年 6 月、過労死簿等防止対策推進法が公布され、11 月 1 日から施行。
- ・ 長時間労働問題に厚生労働省を挙げて取り組む必要があることから、平成 26 年 9 月 30 日に塩崎恭久厚生労働大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」が設置。
- ・ 昨年 9 月に鳥取労働局が実施した過重労働重点監督指導では、87%の事業場に何らかの法令違反が認められ、労働時間、健康診断に係る違反が高率。

いかなる経済情勢にあっても、労働関係法令がないがしろにされることはあってはならない。
長時間労働の抑制や休暇取得促進のためには、働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要。

☆ 関係団体への要請事項

- ・ 会報誌やホームページ等に、長時間労働抑制や年次有給休暇の取得促進を啓発する記事を掲載し、会員企業等に周知されること
- ・ 会員企業等に対し、長時間労働抑制や年次有給休暇の取得促進の意識啓発を図る説明会等の取組を行われること

要請時には、鳥取労働局長（河野 純伴）又は鳥取労働局労働基準部長（北代 昌巳）から、「会報誌等への掲載により会員への周知を図るとともに、長時間労働抑制や年次有給休暇取得促進の意識啓発を図る取組をお願いしたい。

取組結果について確認をさせていただくので協力をお願いしたい。」旨要請しました。

鳥取労働局では、11 月を「過重労働解消キャンペーン」期間として、長時間労働抑制等に向けた積極的な取組を実施していきます。

10/27 鳥取県社会保険労務士会



山田 晴夫 会長（左）に対して要請を行う
北代 昌巳 鳥取労働局労働基準部長

10/27 鳥取県トラック協会



川上 和人 会長（右）に対して要請を行う
北代 昌巳 鳥取労働局労働基準部長

10/29 連合鳥取



五十嵐 美知義 会長（左）に対し要請を行う
河野 純伴 鳥取労働局長